環境配慮契約法基本方針等の検討方針等(案)

1. 基本方針等の見直しの考え方

(1) 今年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方とする。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の 大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とす ること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に 寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が 見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容 を踏まえ、適切に対応すること。

上記の考え方により、民間事業者等を対象とした提案募集結果、従前の検討経緯等 を踏まえ、環境配慮契約として契約類型、契約方式、内容、手続等を検討する。

(2)検討方法等

検討に当たっては、昨年度に引き続き、環境配慮契約法に基づく基本方針等の見直 しについて検討することを目的とした有識者による検討会を設置し、国等が環境に配 慮した契約を推進するための基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこ ととする。

また、検討会の下に有識者、関連団体・関係事業者等が参加するワーキンググループを設置し、基本方針の見直しに係る意見交換を行い、検討会に意見を提出することとする。具体的には、以下のワーキンググループを設置する。

・OA 機器ワーキンググループ

2. OA 機器の購入等に係る契約

OA 機器を対象とした契約については、今般の提案募集において応募があった契約類型である。

(1)調達の現状

平成 14~18 年度における国等の機関のコピー機等の調達量は年間約 14~17 千台、プリンタ等の調達量は約 50~60 千台となっている。これらの機器は、グリーン購入法の特定調達品目であることから、機器単体の環境性能については規定されているが、調達量に顕著な増減傾向はみられない状況にある¹。

一般的に、これらの機器の契約方法は、調達台数を指定し、付随する保守管理を 併せて価格競争入札で発注する場合が多く、機器が高速化・高機能化する中、必ず しも利用状況や要求される性能を把握・分析した上で調達されているとは言い難い 状況が多いと考えられる。

(2)必要性と意義

平成 18 年度における政府の電気使用量は、面積当たり使用量については 110.7kWh/m²で、基準年度(平成 13 年度)に比べ 2.5%減少しているものの、総使 用量については 1,782 百万 kWh で、基準年度に比べ 3.1%増加している。このよう に、政府全体で電気使用量を削減することは喫緊の課題である。

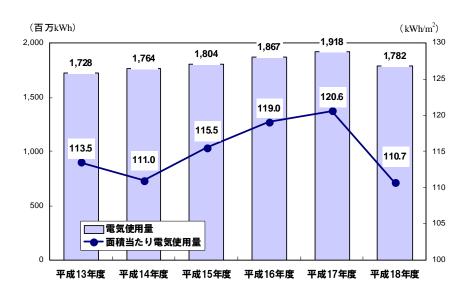


図1 政府実行計画における電気使用量に係る実績数値

オフィスにおける電力使用量のうち、パーソナルコンピュータやコピー機、プリ

-

¹ グリーン購入法に基づく調達実績(平成 **14** 年度~平成 **18** 年度)

ンタ等の OA 機器は、電気使用量の相当程度の割合を占めているおり²これらの省エネルギー(省 CO₂)は重要な課題となっている。本年度は、OA 機器の中でも、機器の最適配置を考慮することにより使用電力量の大幅な削減を見込むことのできるコピー機等、プリンタ等を対象として環境に配慮した契約を検討する。

国等を取り巻く厳しい財政事情も踏まえると、OA機器について、単に定常的な台数の入れ替えを行うのではなく、利用状況や要求性能、環境負荷の低減や費用の削減等の様々な観点から考慮した発注・契約を行う必要があると考えられ、こうした要求については、OA機器の最適配置という民間のノウハウを活かすことが適切と考えられる。

そもそも調達の本旨は機器そのものを設置することではなく、コピー等のサービスを享受することであり、調達者側も単に台数の指定による調達ではなく、利用状況・要求性能を考慮した調達に契約方法を変えていくことが必要と考えられる。

なお、コピー機等、プリンタ等については、使用時のみならず、製造段階(素材製造段階)での CO₂排出量も大きいことから、製造段階における環境負荷も考慮して製品の評価を行うものとする。

また、これらは、オフィス等で共通して使用される機器であるため、地方公共団体、民間への波及効果も非常に高いものと想定される。

(3) 本契約に関する基本的事項

OA機器の購入及び賃貸借(リース・レンタル)と、それに付随する保守に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は、以下のとおり。

- OOA 機器の調達に当たっては、価格のほかに価格以外の要素(環境性能)を評価の対象に加えて評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果としてもっとも評価の高い案を提示した者と契約を締結する(総合評価落札方式)。
- 〇入札の具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、調達者において設定する。

(4)基本的な考え方

本契約方式は、購入後にエネルギーを大量に使用する OA 機器の調達に係る契約 に適用するものであり、調達に当たっては、購入、賃貸借及び保守費用のみならず、 使用に伴い排出される温室効果ガス等に関する環境性能(消費電力)、製造段階にお

² (**財**) 省エネルギーセンターの「オフィスビルのエネルギー消費構造」によると、OA 機器等のコンセントにより消費されるエネルギー量は全体の 21% (http://www.eccj.or.jp/office_bldg/02.html)

ける温室効果ガスの排出量も含めて総合的に評価する。

本契約方式の基本的考え方は、以下のとおり。

1) 対象

• グリーン購入法におけるコピー機等 (コピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機)、プリンタ等 (プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機)を対象とする。

② 契約締結の選定基準等

- 個々の製品は、グリーン購入法の特定調達品目の判断の基準を満足することが前提条件となる。
- ・ 価格のほかに価格以外の要素(環境性能)を評価の対象に加えて評価し、 環境性能と価格の両面から評価した結果として最も評価の高い案を提示し た者と契約を締結する**総合評価落札方式**を採用する。

③ 入札に当たっての考慮事項

• 具体的な条件については、OA 機器の使用状況を踏まえつつ、調達者において設定すること。

(5) 本契約方式の方法等

① 総合評価落札方式の考え方

OA機器の場合は、供用期間中に電気を使用し、温室効果ガス等を排出するとともに、電気代の支出を伴うものであり、入札時に最低落札価格のみで調達を行った場合には、最終的な環境負荷、行政コストが増大する可能性がある。

総合評価落札方式は、入札価格に係る評価点(入札価格点)のほかに、価格以外の要素に係る評価点(技術点)を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果が最も優れた者を落札者として決定する方式である。

OA 機器の購入、賃貸借及び保守に係る契約においては、価格以外の要素として評価する環境性能は、温室効果ガスの排出の削減とする。具体的には、グリーン購入法に係る特定調達品目の判断の基準を満足することを前提として、以下の要素を評価(得点化)する。

- リユース部品・リサイクル部品の使用により製造段階の環境性能を評価する。
- ・ 機器の最適配置により使用段階の環境性能を評価する(消費電力量、OA機器として必要なパフォーマンスの発揮)。

• 稼働状況の定期的な把握により使用段階の機器の消費電力量を抑制する運用改善の仕組みを評価する。

② 評価方式

総合評価落札方式においては、提案の内容は評価指標をもとに得点に換算され、この得点と入札価格を比較した評価値を求めることによって、最もコストパフォーマンス(費用対効果)の優れた提案を判断する。具体的な評価値は、以下の方法で算定する。

本契約で用いる評価方式は、入札説明書等に記載された要求要件(=調達者が示す標準案の状態)を満足しているかを判断し、満足している場合には、標準点(= 100 点)を与え、さらに、環境性能について標準案の状態を上回る部分に対して、評価に応じた加算点を与えるものとする。

式1の「得点」は、標準点と加算点の合計とする。

上記のとおり、要求要件を満足している場合の標準点を 100 点とする。

また、加算点については、以下の例示においては、満点を 50 点 (標準点の半分) としているが、加算点の満点、評価指標項目、評価指標の重み付け等については、 今後詳細に検討を行う。なお、これらの内容については、使用状況等を踏まえて調 達者が適切に設定する必要がある。

以下に、具体的な指標及び区分値・配点の例を示す。

ア、リユース・リサイクル部品の使用

製造段階における環境性能を評価する。

- 評価指標 機器に使用しているリユース部品、リサイクル部品の割合
- 加算点 最高 10 点
- 評価方法 再生型機または部品リユース機である場合は3点加算 リサイクル率に応じて加算点を与える(○%=7点、◇%=5 点、△%=3点など)

イ、機器の最適配置

使用段階における環境性能を評価する (用途に応じた機種の選択を含む)。

- 評価指標 (見込み)消費電力量=(1台当たりの)標準消費電力量×台数
- · 加算点 最高 30 点
- ・ 評価方法 例:最も優れた提案に対し満点を与え、以下、5%消費電力量 が増すごとに5点減点するなど

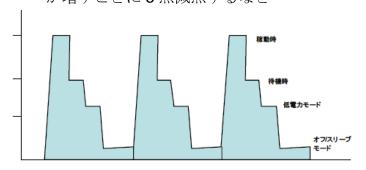


図2 消費電力量のイメージ図

※仕様書(表5参照)の「作業能率を確保するための仕様要件」として、利用者の作業環境、作業能率に関する事項を設定し、可能な限り少ない機器台数であるが、利用者の作業能率を損なわないようにするための最適なバランスが確保できるような条件を検討する必要がある。

ウ.機器の運用改善

使用段階における環境性能を評価する。

- ・ 評価指標 稼働状況を(定期的に)把握して調達者に報告するとともに、 そのデータを活用して消費電力量を抑制・削減する運用改善 を調達者に提案する方法の仕組みの有無
- 加算点 最高 10 点
- 評価方法 改善提案の仕組みの有無と改善提案を行った実績に応じて加 算点を与える(仕組み:継続的に改善する仕組みがある=5 点、(一回のみ)改善する仕組みがある=3点、改善する仕組 みはない=0点、実績:相当程度ある=5点、ある=3点、な い=0点)

(6)仕様書

発注に当たっては、調達者が複合機、プリンタ等の特にピーク時における使用状況 (用途・機能・量等)を把握し、当該情報を仕様として提示する必要がある。 入札公告時に入札条件として明示する必要のある事項と記載例は、表 5 のとおり。

(7)検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

・対象とする OA 機器の範囲

- 本契約方式を適用する範囲
 - → 見込まれる機器の調達台数 (10 台以上等)、想定使用枚数 (10,000 枚/月等) 等の裾切りが必要か。
- 加算点の満点の設定
- · OA 機器の評価項目と評価方法の検討
 - → 得点配分の設定
- ・ 作業能率を確保するための条件設定の整理

表 5 OA機器の購入等に係る仕様書の記載事項の例

名称	OA 機器の購入等
購入物品の名称	複合機、プリンタ等
使用条件	・ コピー枚数 : 30,000 枚/月 (想定枚数)
	・ プリント枚数(モノクロ) : 20,000 枚/月(想定枚数)
	・ プリント枚数(カラー) : 5,000 枚/月(想定枚数)
	・ スキャナ : 2,000 枚/月 (想定枚数)
	・ FAX (送受信) : 1,000 枚/月 (想定枚数)
	・ 利用人数 : 200 人
	・ オフィス床面積 : 1,500m² (30m×50m)
機器(システム)	・ 両面印刷機能 : 両面印刷が可能であること (グリーン購入法
の仕様要件	の「コピー機等」においては、区分に応じて
	「推奨」または「必須」)
	・ 集約印刷機能 : 集約印刷が可能であること
	・ 稼働状況報告機能 :稼働時間、通常待機時間、予熱モード時間、
	スリープモード時間、オフモード時間等の報
	告が可能であること
	・ プリント面数報告機能 :機能別の報告が可能であること (両面使用率
	は推奨機能)
	・ FAX : 送受信時のペーパーレス化機能があること
	・ スキャナ : 紙文書の電子化(PDF 等)・共有機能があること
	・ 出力 : ネットワーク上のすべての機器から出力が可
	能であること
	・ 省エネモードからの復帰時間:15 秒以内であること
保守及び消耗品の	
供給(注)の仕様	
要件	・ 故障時の対応 : 16 時までの故障の通報については当日
	のうちに対応すること
	・ 備品の再資源化等 : トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ等は
21 Alle 10 - 1 - 1 - 1 - 1	使用後に回収、再資源化を行うこと
	(利用者の作業能率を考慮する事項等)
るための要件	・利用者の作業環境、作業能率に影響がある項目について留意すること
注意事項 	(契約内容変更の注意等)
	利用人数の増加、オフィス床面積の増加、使用枚数が想定枚数を大きく超え
== +h -+T	る等の事情がない限り、契約期間中に機器台数を変更しないこと
記載事項	・ (複合機本体の金額及び)カウンター方式(一例)による保守費(トナー、
	部品、保守・点検等を含み、用紙は含まない)の月額(年額)(注)
	・ 1 台当たりの(見込み)消費電力量
	・機器の台数
	・ 機器に使用している部品の再使用率、再資源化率 ・ 機器は2011年(京開的に)加援することにより、機器の選集原力量を抑制する。
	・ 稼働状況を(定期的に)把握することにより、機器の消費電力量を抑制す
	る運用改善方法の仕組みの有無

(注) 消耗品の供給を併せて発注する場合に記載する。

3. PFI 事業に係る契約に関する考え方

PFI 事業に係る契約については、今般の提案募集において応募があった契約類型である。

(1) 現状

PFIは公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な社会資本整備を図ること等を目的としており、モニタリングを通して、サービスの質の維持・向上を担保する長期契約等の特徴がある。平成19年度におけるPFI事業の実施方針公表件数は、国及び独立行政法人で16件、地方公共団体等26件の計42件となっている(内閣府民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)調査)。また、国及び独立行政法人の平成11年度以降の分野別実施方針の内訳は、大学・試験研究機関が35%、宿舎・住宅が28%、庁舎が15%などとなっており、相当程度規模が大きな事業が対象となっている。

PFI 事業に係る温室効果ガス等の排出も相当程度多いことから、現行の基本方針解 説資料においても、適切に温室効果ガス排出量の削減に配慮することが望ましい旨記載されているところである。

本年6月に内閣府 PFI 推進室から PFI 事業における地球温暖化防止に向けた課題と対応方針をまとめた報告書「PFI における地球温暖化防止への対応」 3 が公表された。報告の中で、PFI 事業の多くが対象としている「業務その他部門」は CO_2 排出量が基準年比で+39.5%と大幅に増加していることが指摘されており、「PFI 事業においても、地球温暖化防止に向けた取組は急務であり、実効性のある温室効果ガス排出削減対策を推進していく必要がある」と明記されている。

また、PFI 事業について、「施設の設計・施行・運営維持管理業務を含め包括的に民間事業者に委託し、民間事業者の創意工夫を引き出すことにより、地球温暖化対策としての大きな効果が期待できる」と分析されている。「PFI 事業における地球温暖化防止への対応」及び「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案) 4 」において、「エネルギーマネジメントを民間事業者の業務範囲として位置付ける等、可能な限り民間事業者の創意工夫を活用して CO_2 削減を促進する仕組みを取り入れていく必要がある」、「 CO_2 排出量を削減するための具体的な手法としては、類型 1^5 のように光熱水費を PFI-LCC に含めることによって、省エネルギーのインセンティヴを組込む方法が最も有効と考えられる」などと示されている。

⁴ 「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方 (案)」(平成 20 年 7 月 民間資金等活用推進委員会 (PFI 推進委員会)) http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/shiryo_a173.pdf

³ 「PFI における地球温暖化防止への対応」(平成 20 年 6 月 内閣府 PFI 推進室) http://www8.cao.go.jp/pfi/environment.html

類型1とは、民間事業者が光熱水費を負担し、エネルギーマネジメントも行うケースをいう。

(2)検討方針

上記の内容に即した対応が望ましい旨を基本方針解説資料に記載する方向で検討 を行う。

4. 自動車の購入等に係る契約に関する考え方

昨年度、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品を購入する契約の一類型として 自動車を対象とした検討を行い、基本方針に位置付けたところであるが、本年度は、 以下の2種類の自動車の契約に関する考え方、リース・レンタル契約についての考え 方をそれぞれ整理する。

(1) プラグインハイブリッド車

プラグインハイブリッド車に係る契約については、今般の提案募集において応募が あった契約類型である。

○現状

プラグインハイブリッド車については、同等レベルのガソリン車との比較では近距離走行の場合 50%以上の CO_2 排出削減が見込まれることから、自動車購入に係る契約に位置付けるべきとの提案が行われている。

プラグインハイブリッド車は、新たな技術によって開発された自動車であり、今後の普及の進展により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込まれ、民間部門への波及効果も大きい。また、仮に政府の保有するガソリン車の 10%がプラグインハイブリッド車に置き換わると想定すると、約 2,650t-CO₂ の削減効果が見込まれる 6

現行の基本方針解説資料においては、加算点の算出に「燃費」を用いているが、 プラグインハイブリッド車については、現段階において正式な燃費が設定されてい ない⁷。このため、プラグインハイブリッド車は、その環境性能を反映させた形で現 行の契約方式の対象とするには、プラグインハイブリッド車を評価するために適切 な(10・15 モード、JC08 モードに準拠した) 燃費の考え方を整理する必要がある。

なお、現状でも「新技術の普及促進を図るため」「近距離における使用が多い場合」 等の行政目的や使用状況を踏まえて調達することが可能である。

○検討方針

報道発表によると 2010 年までに販売予定としており、現在、関係府省庁において 実施されている検討⁸等を踏まえ、来年度以降、ガソリン車と同一に扱うことについ

⁶ 政府実行計画の平成 18 年度実績値によると、政府全体のガソリン車の保有台数は 23,442 台で、ガソリン車 1 台当たりのガソリン使用量は 976 %である。

⁷ 提案資料によると、プラグインハイブリッド車においては複合燃費(電気走行とハイブリッドの走行比率を日本の使用実態結果を反映して燃費値(km/½)を算出)が用いられている。

⁸ 国土交通省においては、大気汚染や地球温暖化の防止に効果のあるプラグインハイブリッド車の普及に向けた環境整備のため、学識経験者等からなる「プラグインハイブリッド車排出ガス・燃費測定方法策定検討会」を設置し、平成 20 年度中を目標に排出ガスや燃費の測定方法をとりまとめることと

て検討を行うこととする。

(2) クリーンディーゼル車

○現状

クリーンディーゼル車は、ポスト新長期規制(2009年排ガス規制)に適合し、燃費が同等レベルのガソリン車に比べ、2~3割程度優れていると言われている。

現行の基本方針においては、燃料種別ごとに入札条件を設定することとしている ため、グリーン購入法の自動車に係る判断の基準を満足することを前提条件として、 ディーゼル車として扱うことが原則となる。

クリーンディーゼル車は、新たな技術によって開発された自動車であり、今後の普及の進展により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込まれ、民間部門への波及効果も大きい。

なお、現状でも「新技術の普及促進を図るため」等の行政目的等がある場合には、 当該目的に沿って調達することが可能である。

○検討方針

本年 9 月に発売される予定であり、今後の普及状況等を踏まえ、来年度以降、ガソリン車と同一に扱うことについて検討を行うこととする。

(3)リース、レンタル契約

○現状

平成 18 年度において国等の機関が調達した一般公用車 1,070 台のうち 405 台(約38%) がリースまたはレンタル契約で調達されており、こうした契約方式の調達に関する考え方の整理が必要と考えられる。

○検討方針

自動車のリース契約においては現行の購入に係る評価方式を踏襲した、総合評価 落札方式を適用することが適切である。

総合評価落札方式においては、得点を入札価格点で除した評価値(=費用対効果) が最も高い提案をした者と契約を行うものとする。

入札価格点は、例えば月額のリース料金 1 万円を 1 点としたものであり、得点は、標準点 (=100 点) と環境性能に応じた加算点の合計とする。

加算点 = 加算点の満点×提案車の燃費-燃費基準値 燃費目標値-燃費基準値・・・(式) 目標値に対する燃費の達成度合いから加算点を設定する場合、加算点の満点(基本方針解説資料の例では、2,000cc クラス 3BOX の供用期間 7 年間で加算点の満点は 50 点としている)は、リース期間(3 年の場合 3/7、5 年の場合 5/7 を乗じるなど)に応じて変更する必要がある。

燃費に対して、一定の環境価値を認めた点数換算を行う方法の場合についても、 同様にリース期間に応じて変更する必要がある。

なお、長期のレンタル契約においても上記リース契約と同様な契約方式とすること が適当である。

5. 電気の供給を受ける契約に関する考え方

(1) 現状

電気の供給を受ける契約については、二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況による裾切り方式を基本的事項として基本方針に位置づけたところであるが、本年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「改正温対法」という。)を踏まえ、算定・公表・報告制度において、京都メカニズムクレジットについて検討が行われる。

改正温対法に基づき、国は、事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び政府への移転、国内における他者の排出抑制への協力等を促進するよう配慮することとされた(第 42 条の 2^9)。

現行の基本方針解説資料においても、「電気事業者が取得した京都メカニズムのクレジットについては、温対法の算定・報告・公表制度において、電気事業者ごとの排出係数に反映させる方策について、本年度中(注:平成 19 年度)に十分に検討が行われ、結論について関係者に周知を図ることとされている。国等において把握できる係数として適切と認められるものについては、その結論を受け、環境配慮契約法に基づく契約において京都メカニズムのクレジットを織り込む方策について検討することとする」としている。

(2)検討方針

.

算定・報告・公表制度に基づく検討状況を注視していく。

⁹ 改正温対法第 42 条の 2 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

6. 環境マネジメントシステムに係る契約に関する考え方

契約の際に環境マネジメントシステムを考慮することについて、今般の提案募集に おいて応募があった。

(1) 現状

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みである環境マネジメントシステムは、事業活動を環境に配慮したものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待される。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境配慮契約の対象となる製品やサービスを扱う事業者が製造工程等の事業活動全体の環境配慮を推進することが重要であり、そのために ISO14001 やエコアクション 21 等の認証取得等、事業者が環境マネジメントシステムを構築することが有効であり、推奨すべきものと考えられる。

(2)検討方針

環境マネジメントシステムの構築について、国等の機関が契約に当たって、入札等 へ参加するための必須条件とはしないものの、事業者のこうした取組を必要に応じて 評価することや、基本方針解説資料に記載する可能性について検討する。